7219.32					7219.32					
｝		［略］			｝		［同左］			
7219.35					7219.35					
7219.90		―その他のもの			7219.90	000	―その他のもの			ＫＧ
	010	――冷間圧延をしたもの（クラッドし、めつきし又は被覆したもの並びにニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令（令和８年政令第　　号）第１条第１項第１号ロ(1)及び(2)に掲げる加工したものを除く。）で、ニッケル系（ニッケルの含有量が全重量の0.6％を超えるものとし、その他の成分を含有するかしないかを問わない。）のもの		ＫＧ						
	090	――その他のもの		ＫＧ						
72.20		ステンレス鋼のフラットロール製品（幅が600ミリメートル未満のものに限る。） ［略］			72.20		ステンレス鋼のフラットロール製品（幅が600ミリメートル未満のものに限る。） ［同左］			
7220.11					7220.11					
｝		［略］			｝		［同左］			
7220.20					7220.20					
7220.90		―その他のもの			7220.90	000	―その他のもの			ＫＧ
	010	――冷間圧延をしたもの（クラッドし、めつきし又は被覆したもの並びにニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令第１条第１項第１号ロ(1)及び(2)に掲げる加工したものを除く。）で、ニッケル系（ニッケルの含有量が全重量の0.6％を超えるものとし、その他の成分を含有するかしないかを問わない。）のもの		ＫＧ						
	090	――その他のもの		ＫＧ						
72.21					72.21					
｝		［略］			｝		［同左］			
72.29					72.29					
［略］					［同左］					